

栃木県の企業価値担保権 認知度は 32.1% 「知らない」が約半数

国や金融機関など、関係機関の
制度についての説明・啓蒙が不可欠



本件照会先

古川 哲也(調査担当)
帝国データバンク
宇都宮支店
TEL: 028-636-0222(代表)
info.utsunomiya@mail.tdb.co.jp

発表日

2025/06/06

栃木県・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025年4月)

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

県内の企業価値担保権の認知度は32.1%と前回調査(2024年9月)より3.8ポイント上昇。しかし、約半数の企業は「知らない」と回答するなど、認知度が課題となっていることが明らかとなった。活用意向のある企業は37.1%で、「事業性に着目した評価」を活用したい理由とする企業が多い一方で、「自己資本でまかなう」「既存の融資手法で充分」といった理由から、活用意向のない企業は26.4%であった。制度そのものの啓蒙や説明が未だ成果として見えず、実務に対応する金融機関のスキルなど課題も厳然としてあり、今後の普及に向けた具体的なアクションが注目されているところだ。

※株式会社帝国データバンク宇都宮支店は、県内企業409社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。な

お、企業価値担保権に関する企業の意識調査は、2024年9月に実施し今回で2回目

調査期間:2025年4月16日~4月30日(インターネット調査)

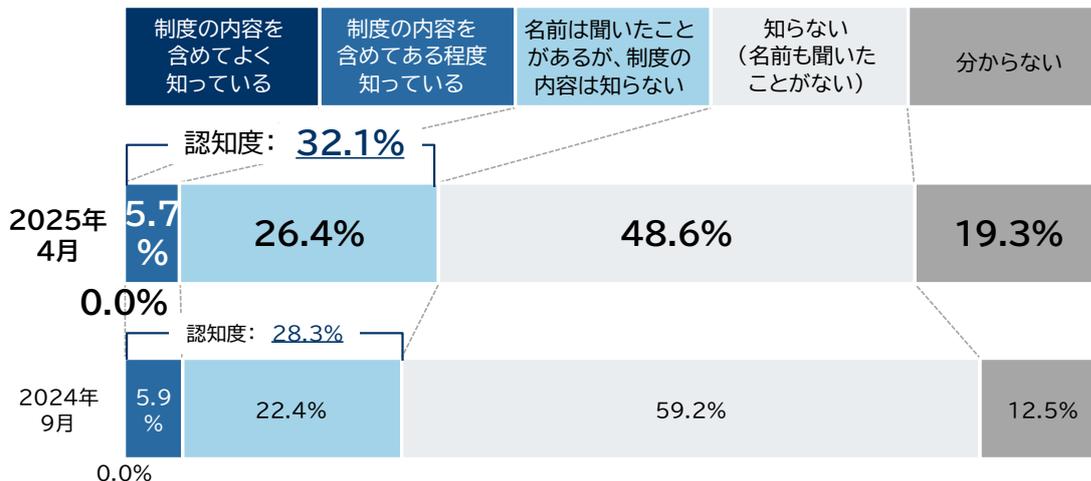
調査対象:栃木県内企業409社、有効回答企業数は140社

認知度は 32.1%に上昇も、 「知らない」県内企業が依然として約半数

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は 32.1%（前回調査 28.3%）と前回調査より 3.8 ポイント上昇し、概ね 3 社に 1 社が制度を認識していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.0%（同 0.0%）、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 5.7%（同 5.9%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」26.4%（同 22.4%）だった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 48.6%（同 59.2%）と、減少はしているものの約半数の県内企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025年4月、下段：2024年9月）



注1：2025年4月調査の母数は140社、2024年9月調査は152社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

参考までに全国調査の結果を記載しておく、**「制度の内容を含めてよく知っている」**（0.6%）、**「制度の内容を含めてある程度知っている」**（6.9%）、**「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」**（27.6%）、**「知らない（名前も聞いたことがない）」**（50.7%）、**「分からない」**（14.2%）との回答となっている。『認知度』としては 35.1%となり、栃木県を 3.0 ポイント上回っていた。ただし、「知らない」とする会社は過半数に達しており、こちらは栃木県を上回った。

制度としては、資金需要の豊富な会社にとっては、有効な手段となりうるものだ。筆者も 15 年くらい前に、ある地方の信用金庫から、作農業を行っている法人が、今後収穫される見込みの葉物野菜を担保に運転資金の融資を受けた…などの事例を聞いたことがあるので、体系だったものではなかったが、『新しい融資の形』の模索という点では、アイデアを積み上げていた様子はある。融資実績を積み上げたい金融機関としては、制度そのものの運用に期待する部分もあるだろう。あとは、運用面で、しっかりとした事業性評価（目利き力）を金融機関サイドがスキルとして備えることができるかという点になる。政府にとっては、事業性融資

の推進は経済支援策になるので、注力する意向は明確だ。現状を踏まえて、今後どう推進していくのかは注視していく必要があるだろう。

ここで企業からの声を紹介する。「例えば保証協会なども代表者保証が不要になったり、財務内容の格付けによっては、金融機関も担保にこだわらない融資を実施している。新しい融資の視点は今後も様々出てくるのではないか」(サービス業)、「単純に融資案件の材料にするだけでなく、企業価値がどのように評価され、どうすれば高くなるのかなど、ロジックを勉強することで会社の価値を高めていくといったように、会社が求めていく方向性も変化していくのだろう」(卸売業)、「そもそも価値基準を作る金融機関にそれだけのスキルがあるのか・・・という懸念がある。結局慎重になりすぎて、積極的な融資が行われないでは、元も子もない」(サービス業)、「全く知らなかったことなので、非常に新鮮です。こういう新たな融資の形が増えれば、資産背景に乏しい中小企業も思い切った投資ができる気がします。とにかく知識武装します」(建設業)、「制度としては非常に面白いと思います。ただし、ハードルが非常に高かったり、金融機関が結論をスピーディーに出せなかったりなどが今の時点でも想定できます。当然、回収リスクをどのように判断するのも現状では見えてきません。特に今回のトランプショックのような非常事態に本当に融資が実行できるのだろうか・・・懸念が先に立ちます」(製造業)など、様々な意見が寄せられた。施行までに1年という今のタイミングでは、明らかになっていない部分も多々あり、評価しかねるとするのが本音のようだ。

『活用意向あり』とする県内企業は 37.1%

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は4.3%(前回調査4.6%)、「今後検討したい」は32.9%(同21.7%)で、両者を合計した『活用意向あり』企業は37.1%(同26.3%)だった。前回調査より10.8ポイントの増加がみられた。前項の企業からの声にもあったように、制度を単純に資金調達的手段として捉えるだけでなく、『企業価値』に着目して、「どうすれば企業価値が上がるだろう」や、「具体的な企業方針の策定に役立てたい」など、制度を企業価値向上の手段として捉えるような意見も比較的に目立った。

他方、「活用したいと思わない」という意見も26.4%(同25.7%)と約4社に1社存在し、企業間で見解が分かれた。確かに、他に融資を受ける手段がすでにある企業や、調達の必要がない企業もあるので、一概の論評はできないところではある。

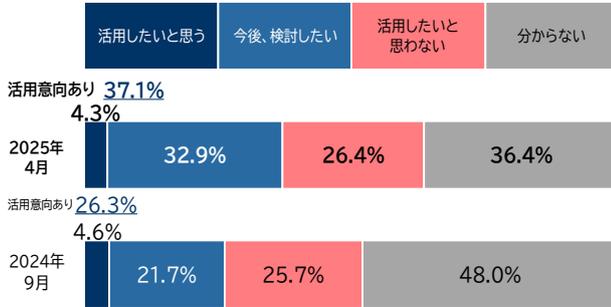
また、「分からない」が36.4%(同48.0%)と、かなり減少が見られた。制度の周知が進んでいることもあるのかもしれないが、制度の詳細まで認知度が高まっている状況ではなく、こうした結果に結びついていると考えられる。

認知度と活用意向の関係をみると、「制度の内容を含めてある程度知っている」企業では5割の企業が「今後検討したい」と考えており、制度を知らない企業のそれと比べると明らかに高いようである。

企業価値担保権の活用意向

企業価値担保権の活用意向

(上段:2025年4月、下段:2024年9月)



注1:2025年4月調査の母数は140社、2024年9月調査は152社
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

認知度×活用意向(2025年4月)

	活用したいと思う	今後検討したい	活用したいと思わない	分からない	計
制度の内容を含めてよく知っている	—	—	—	—	—
制度の内容を含めてある程度知っている	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	100.0%
名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	2.7%	27.0%	37.8%	32.4%	100.0%
知らない(名前も聞いたことがない)	7.4%	39.7%	29.4%	23.5%	100.0%
分からない	0.0%	18.5%	3.7%	77.8%	100.0%

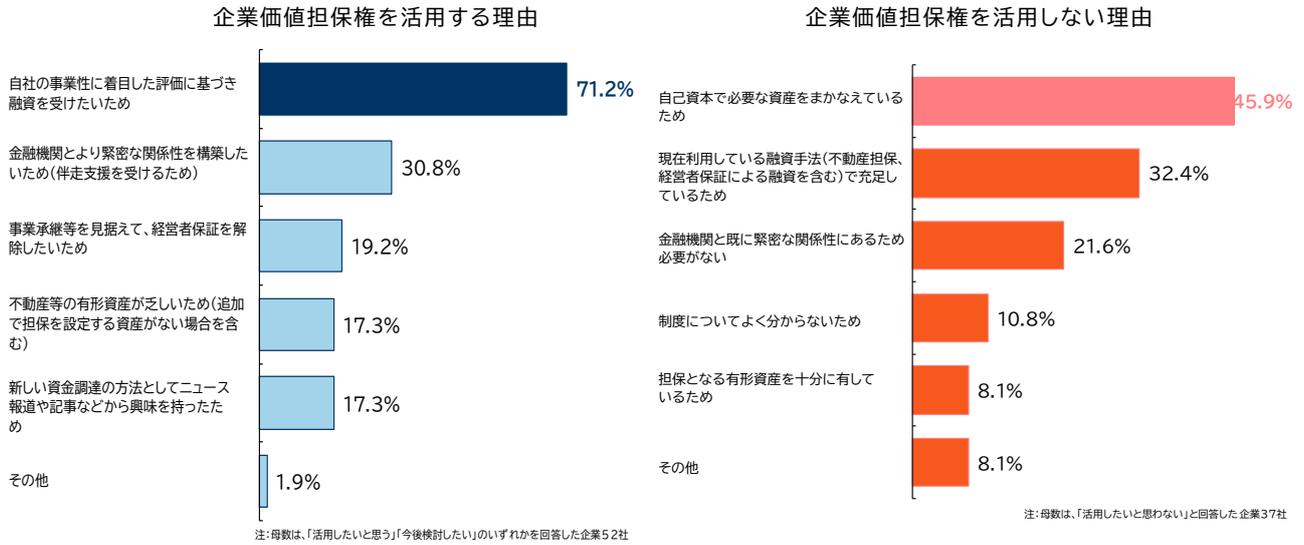
活用する理由「事業性に着目した評価」がトップ、活用しない理由は「自己資本」「既存の融資手法」で十分

企業価値担保権を活用する意向のある栃木県内企業52社に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が71.2%と突出して高かった。以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」が30.8%、「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」19.2%、「不動産等の有形資産が乏しいため(追加で担保を設定する資産がない場合を含む)」および「新しい資金調達の方法としてニュース報道や記事などから興味を持ったため」各17.3%といった項目が並んだ。既存の融資制度では、担保となる資産背景が重視され、金融機関も拠り所としているところが明らかだが、自分の会社の『事業性』に価値を見だし、それに基づく融資が実行されるとなると、非常に魅力的に映ることは確かだろう。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない県内企業37社に対して、その理由を尋ねたところ、45.9%の企業が「自己資本で必要な資産をまかなえているため」と回答し最も高かった。次いで、「現在利用している融資手法(不動産担保、経営者保証による融資を含む)で充足しているため」が32.4%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が21.6%で続いた。

こちらの意見の多くは、自己資金で充分賄えている企業や、現行の融資制度で満足しており、新たな手法を取り入れる必要がないと考えている企業が多い。一方では、新しい制度に対してなじみがないため、制度そのものが機能するのか、あるいは逆にデメリットが目立つような状況になるのではないかという意見が目立つようだ。

企業価値担保権の活用意向別の理由



まとめ

今回の意識調査によれば、栃木県内企業の『企業価値担保権』の認知度は、昨年9月と比較して3.8ポイント向上し、32.1%と3社に1社程度となった。しかし、「知らない」と回答した企業は48.6%と約半数に上り、今一步の状況にあるようだ。また、企業価値担保権の活用意向を聞いてみると、『活用意向あり』は37.1%と、半年前と比較して10.8ポイントも上昇し、新しい制度に対する期待も徐々に高まりつつある様子だ。確かに、不動産担保などに代表される既存の融資制度に馴染みはあるものの、資産背景を持たない企業にとっては、資金調達は自ずと限界があり、担保価値以上の融資は受けられないのが実情である。これが、個々の会社の事業性に価値を見だし、新たな融資につながるとなれば、こういった企業にとっては期待も大きいだろう。

ただし、金融機関の事業性評価のスキル、細かいルール説明や啓蒙など、懸念される事項も多々あり、実用されるまでのハードルは決して楽ではないだろう。多くの企業が、活用に二の足を踏んでいるのも事実と見受けられる。

さて、企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。今回の意識調査で明らかになった企業の意識を踏まえ、政府をはじめ関係機関がしっかりとした準備を進め、この制度が経済活性化のアイテムとなるよう大いに期待したいものだ。